

東浦町の国民健康保険に 加入している方へ



■マイナ保険証の利用登録の解除ができます

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をした方で、利用登録の解除を希望する方は解除の申請手続きができます。解除申請をした方には資格確認書を交付します。

利用登録の解除後は、マイナンバー上の「健康保

険証利用登録の申込状況」から解除状況を確認できます。画面に反映されるまで1〜2か月程度かかります。

●必要書類

- ・窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
 - ・別世帯の方が手続きする場合は委任状
- ※解除申請書の署名欄には、

解除を希望する方ご本人の署名が必要（15歳未満の方、後見人が選任されている方、障がいなどにより署名することが難しい方を除く）

■マイナ保険証を持っていてもその利用が難しい方（要配慮者）に資格確認書を交付します

マイナ保険証での受診が困難で、介助者などの第三者が要配慮者などに行行して資格確認を補助する必要がある方は、資格確認書の

交付申請をしてください。マイナ保険証の利用登録の解除をしなくても、資格確認書を交付します。また、有効期限が切れる前に新しい資格確認書を簡易書留で郵送します。

※次の方は要配慮者に該当しません。

- ・介助者などの第三者が行って資格確認を補助する必要がない高齢の方
- ・念のために資格確認書を持っていたい方

・マイナンバーカードを讀

み取る端末がない医療機関を受診する方 など

●必要書類

- ・窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・別世帯の方が手続きする場合は委任状
- ・配慮が必要であることがわかるもの（介護保険被保険者証、障がい者手帳、療育手帳、後見人が選任されている場合は登記事項証明書など）

問 保険医療課 内線155

東浦町障害者手当を受けている方へ

現在、手当を受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、届出が必要となりますので、障がい福祉課で手続きをしてください。

- ・氏名、住所、振込先が変わった場合
- ・受給者が死亡した場合
- ・障害者入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

に入所された場合

※届出が遅れると、手当を返還していただくことがあります。

※施設に入所されていた方が退所された場合も届出が必要になります。

問 障がい福祉課

内線162

道路にはみ出した 樹木はせん定を

●道路にはみ出した

樹木などは危険

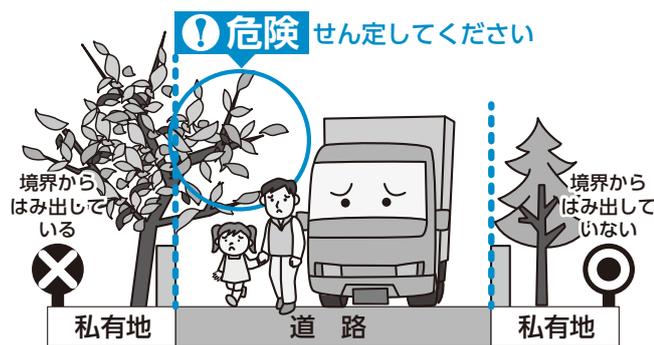
道路に隣接する私有地から庭木や樹木または雑草や竹などが車道や歩道にはみ出していると、道幅が狭く、車両や歩行者などが通りづらくなり、思わぬ事故を引き起こす可能性があります。道路上を安全に利用するためにも、定期的なせん定や草

刈りをしましょう。

●風雨などで道路交通に危険が迫ったときは？

やむを得ず緊急措置として道路管理者がせん定または伐採し、道路の安全確保を行います。ご理解をお願いします。

問 土木管理課 内線272



戸籍に記載する予定の 振り仮名通知を送付します



戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が追加されます。本町に本籍がある方には、戸籍に記載される予定の振り仮名が記載された通知書を8月上旬から順次送付します。

■通知書に記載された振り仮名が誤っている場合
令和8年5月25日までに必ず正しい氏名の振り仮名

の届出をしてください。

※正しい場合は届出不要

●届出ができる人

- ・ 氏名の振り仮名の届出
- ・ 原則、戸籍の筆頭者
- ・ 名の振り仮名の届出
- ・ 戸籍に記載されている本人(15歳未満は親権者)

●届出方法

- ・ 次のうちいずれか
- ・ 直接、振り仮名特設会場

へ届書を提出

- ・ マイナンバーカードを利用したオンライン届出(マイナンバーカードが必要)
- ・ 本籍地へ郵送で届書を提出(本人確認書類も添付)

※届書は住民課窓口で配布または町ホームページからダウンロード

※振り仮名の届出に手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則や罰金はありません。

※詳細は法務省ホームページへ

■振り仮名特設会場

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178

●とき
8月1日(金)～11月28日(金)
平日午前9時～午後3時30分

※開設期間・開設時間以外

は住民課窓口へ

●ところ

役場3階 第3委員会室

☎0570(05)0310

☎0570(05)0310

マイナンバーによる届出操作に関すること:

☎0570(05)0310

マイナンバーによる届出操作に関すること:

☎0570(05)0310

マイナンバーによる届出操作に関すること:



戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

法務省ホームページ



高齢者の 運転免許自主返納を支援します



■対象

- ・ 次のすべてを満たす方
- ・ 町内に住民票がある方
- ・ 満65歳以上の方
- ・ 有効期限内のすべての運転免許を自主返納した方

■支援内容

- ①と②をお渡ししています。
- ①町運行バス「う・ら・ら」の利用券
- 定期券3か月分または回数券6000円分

数券6000円分のどちらか

②(1)～(4)のうち1つ

- (1)町が発行する3000円分の共通タクシー券
- (2)TOICA(JR東海) 3000円分
- (3)manaca(名古屋鉄道) 3000円分
- (4)その他(交通系ICカードへの入金3000円分)

■申請手順

各警察署交通課または運転免許試験場で運転免許自主返納手続きをする(代理可)

1 持ち物

- ・ 有効期限内の運転免許証
- ・ 申請による運転免許の取消通知書

●手続き後に受け取るもの

- ・ 有効期限内の運転免許証
- ・ 申請による運転免許の取消通知書

2 役場住民自治課で手続き(代理可)

●持ち物

- ・ 1で受け取った運転免許の取消通知書
- ・ 本人確認書類
- ・ 本人確認書類
- ・ 公的機関が発行した顔写真がある場合:1点
- ・ 無い場合:健康保険証、介護保険証、年金証書、年金手帳等の氏名・生年月日、または氏名・住所の記載されている書類のうち2点

必要

- ・ 委任状
- ・ 本人の口座情報が分かるもの
- ・ (4)の支援を受ける場合、交通系ICカードの写し(カード番号がわかる部分)と交通系ICカードに入金した領収書の原本

●注意

- ・ 申請期限は自主返納した日から1年以内
- ・ ※1年を超えると申請不可
- ・ 申請はひとり1回限り
- ☎住民自治課 内線288

令和7年度第1回知多北部広域連合 介護保険事業計画推進委員会傍聴

介護保険の円滑な実施のため、事業の実施状況や課題を検討します。

●とき

8月22日(金) 午後2時～

●ところ

東海市しあわせ村 保健福祉センター

●定員 3名(先着順)

●申込み

8月14日(木)～21日(木)の平日午後5時までに問い合わせ先へ

●知多北部広域連合

事業課 給付係

☎052(689)2263

知多北部広域連合 議会傍聴

当日、受付で傍聴券の交付を受けてください。

●とき

8月25日(月) 午後2時～

●ところ

東海市しあわせ村
保健福祉センター

●定員 10人

●知多北部広域連合議会

事務局 総務課

☎052(689)1651

放送大学10月入学生募集

テレビやインターネットを利用して学ぶ通信制の大学です。

●募集内容

・教養学部
全科履修生、選科履修生、科目履修生

※入学試験はありません。

●願書受付期間

9月11日(木)まで

※放送大学ホームページでも資料請求可

●放送大学

愛知学習センター

☎052(589)8333

難病患者・家族教室

神経難病患者が、より安心な療養生活を送ることができるよう教室を開催します。

●とき

・第1回 9月5日(金)
午後2時～3時30分
・第2回 9月26日(金)
午後2時～4時

●ところ 半田保健所

●内容

・第1回：講演「知っておきたい福祉制度と福祉用具」、交流会
・第2回：講演「神経難病

令和7年度難病患者・家族教室のご案内



との上手な付き合い方、交流会

●対象者

・第1回：半田保健所管内在住の脳皮質基底核変性症、筋萎縮性側索硬化症、進行性核上性麻痺、多系統萎縮症患者とその家族

・第2回：半田保健所管内在住の脊髄小脳変性症、球脊髄性筋萎縮症、筋ジストロフィー、ハンチントン病患者とその家族

2025年度 「権利擁護 サポーター」講座

認知症になっても、知的障がいや精神障がいがあっても、地域で自分らしく生きていくためのお手伝いに必要な知識を学ぶ講座です。

●とき

9月26日～11月28日
(毎週金曜日 全10回)

午後1時30分～4時30分

●ところ

武豊町地域交流センター

●内容

障がい理解や制度の概要、同行訪問など

●定員 40名(先着順)

●受講料 無料

●知多地域

権利擁護支援センター

☎(39)3770

Fax(39)3774



ひとり親世帯等 個別家計相談会

「日々の家計管理や子どもの将来の教育費の確保はどうしたらいいの？」ひとり親家庭のお金に関する悩みや不安について、ファイナンシャルプランナーに相談してみませんか。



●とき

10月3日(金)、4日(土)、
19日(日)、23日(木)、27日(月)
午前9時～午後4時
※相談時間は1人50分

●ところ

役場1階 相談室1

●対象

町内在住で、町遺児手当や児童扶養手当の認定を受けている方または同様の状況にあると認められる方

●講師

前田マネジメント代表
前田 紳詞氏

●その他

・手当を受けている方
現況届の案内に申込書を

同封して郵送

・手当を受けていない方

電話または直接子育て支援課に相談してください。

●申込み

8月29日(金)までに申込書
を問い合わせ先へ

子育て支援課

内線140

第2回ひとり親家庭等 就業支援講習会

就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

●とき

9月～令和8年3月

※内容により日程が異なる

●ところ

豊田市、岡崎市、名古屋
市、碧南市、豊橋市

●内容

パソコン(初級・中級)、日
商簿記3級、介護職員初任
者研修、医薬品登録販売者

●対象

県内在住の母子家庭の母、

父子家庭の父および寡婦の方で、就業への意欲があり、全日程出席できる方

●受講料

無料

●その他

教材費と交通費は自己負担

●申込み

8月4日(日)～27日(木)に申
込書を問い合わせ先へ

※募集要領と申込書は子育て支援課で配布

子育て支援課

内線140

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン



仕事を探しているが見つからない、今の仕事より条件のいい仕事を探しているなど、求職中のひとり親の方必見！役場内にハローワークの臨時職業相談窓口が開設されます。

●とき

①8月6日(日)、20日(木)
午後1時30分～2時
②8月14日(日)
午前9時30分～午後2時

●ところ

役場内(申込時に案内)

●対象

ひとり親世帯で求職中の方

●その他

「求職活動支援機関等利用証明書」の証明をすることができません。

●申込み

電話で問い合わせ先へ
電話で問い合わせ先へ

ハローワーク半田

専門援助部門

0569(21)8072

児童扶養手当などの 現況届

次の手当を受けている方は、現況届により前年の所得状況や生計関係などの審査を受ける必要があります。届出がないと、受給資格があっても手当を受けることができません。案内を送付しますので、必要な書類などを問い合わせ先へ提出してください。

・児童扶養手当

・愛知県遺児手当

・東浦町遺児手当

●受付期間

8月1日(金)～29日(金)

●その他

手当の認定を受けていない方でも、一定の条件を満たせば受けられる場合がありますので、問い合わせ先へ

子育て支援課

内線140



自転車・三輪車・ベビーカー・ パソコン・小型家電製品の回収



不要になった自転車、三輪車、ベビーカー、パソコン、小型家電製品(60cm以下)の回収を無料で行います。

※小雨決行

●とき・ところ

▼9月6日(土)

午前9時～正午

- ・森岡自治会集会所
- ・県営東浦住宅集会所

▼9月13日(土)

午前9時～正午

・東ヶ丘集会所

・石浜中集会所横駐車場

●小型家電製品例(縦・横・高さの一番長いところ)
ろが60cm以下のもの)

- ・パソコン(※)、プリンター、ケーブル類、ゲーム機、電子レンジ、トースター、炊飯器、電気ストーブ、ファンヒーター、オイルヒーター(オイルは抜いておく)、扇風機、掃除機(ホース、ノズルはもえるごみ)など
- ※本体とディスプレイが分離したタイプのパソコンは、ディスプレイ部分のみでは回収不可(パソコン本体と

同時にディスプレイを出した場合は回収可)

●回収しないもの

- ・家電リサイクル品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- ・シルバーカー、一輪車、キックボード、子ども用おもちゃの乗り物、石油ストーブ、籐とうとうの乳母車、車いすなど

●注意

- ・当日手渡しされたもののみ回収。前日や開始前に会場に出すことはできません。
- ・パソコン、小型家電製品に含まれる個人情報(自身で削除してください)。
- ・電動自転車のバッテリーは外して、小型充電式電池を回収している町内協力店や環境課窓口へお持ちください。

☎環境課 内線284

各種障害者手当などを受けている方へ 現況届の提出を!

①～④は現況届の提出が必要で
す

現況届により前年の所得状況や生計関係などの審査を受ける必要があります。届出がないと、受給資格があっても手当を受けることができません。手当を受けている方には案内を送付しますので、必要書類などを問い合わせ先へ。

- ①特別障害者手当
- ②障害児福祉手当
- ③愛知県
在宅重度障害者手当
- ④特別児童扶養手当

●受付期間

- ・①②④は
8月12日(火)～9月11日(木)
- ・③は
8月1日(金)～29日(金)

●その他

手当の認定を受けていない方でも、一定の条件を満たせば受けられる場合があります。詳細は問い合わせ先へ

●提出場所・問い合わせ
障がい福祉課
内線162

個人事業税第1期分 納税をお忘れなく

8月中旬に県から納税通知書を送付します。納税期限までに納税をしてください。詳細は問い合わせ先へ

●納期限 9月1日(日)

●注意

納税通知書には第1期分



と第2期分の納付書を同封していますので、納付書を間違えないように注意してください。

☎知多県税事務所

県民税・事業税グループ
0569(89)8174

甲種防火管理講習 (再講習)

300人以上収容できる特定用途防火対象物の防火管理者は、資格取得後最初の4月1日から5年内ごとに再講習の受講が必要です。

●とき 10月3日(金)

午後1時25分～4時

●ところ

知多中部広域事務組合消防本部

●定員 50名(先着順)

●受講料 1700円

●申込み

8月25日(月)～9月5日(金)に申込書、必要書類を直接問い合わせ先へ

※郵送不可

※申込書は消防本部予防課で配布または知多中部広域事務組合のホームページからダウンロード

☎知多中部広域事務組合

消防本部 予防課

0569(21)1491



8月1日～10日は 夏の安全なまちづくり県民運動



●子供と女性 の犯罪被害 防止

- ・外を歩くときは、遠回りになっても人通りがあり、逃げ込める場所があるところを通りましょう。
- ・後ろからついてくる人や急に近づいてくる人がいないか、時々後ろを振り返るなどして周囲に気を配りましょう。
- ・声をかけられ「変だな」と思ったらきつぱりと断り、すぐに逃げましょう。
- ・防犯ブザーなど音の出るものを持ち歩き、非常時に備えましょう。



●特殊詐欺の 被害防止

- ・電話の相手が「キャッシングカード」「暗証番号」と話したら、すぐに電話を切り、警察署に相談しましょう。
- ・相手から何を言われてもキャッシングカードを渡したり、封筒に入れないよう

被害防止機能付き電話機を購入する場合はコチラをチェック

特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金



- にしましょう。また、暗証番号を他人に教えたり、紙に書いたりしないようにしましょう。
- ・言葉巧みな犯人と会話をしないですむように、在宅時でも常に留守番電話設定にしたり、被害防止機能付き電話機※などの被害防止機器を活用しましょう。
- ※被害防止機能付き電話機の特徴
- ①電話をかけてきた相手に通話を録音する旨のアナウンスが流れる
- ②着信の際に「迷惑電話に注意してください」などとアナウンスが流れる
- ③通話内容を自動で録音する

☎ 住民自治課 内線295

Jアラートを活用した情報伝達訓練

町内14か所の屋外拡声器のほか、家庭用の同報無線戸別受信機や防災ラジオから、訓練放送が流れます。

●Jアラートってなに？

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報等の緊急情報を、市町村防災行政無線等を通じて、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。

●訓練概要

- ・とき
8月20日☎ 午前11時頃
予備日 9月10日☎
- ・放送内容
「これは、Jアラートのテストです」×3回
「こちらは、こうほうひがしうらです」

☎ 防災課 内線348

農薬を使用するときは注意を！



人への健康被害が生じないよう住宅地、公園、保育園、学校(通学路も含む)やその近接地域では、まず農薬を使用しない方法を考えましょう。

●やむを得ず使用する場合は次のことに注意

- ・風がない時間帯を選び、必要最小限の散布にとどめる。
- ・事前に周囲の住民に実施日時、農薬の種類を十分

周知したり、散布時・散布後は看板を設置したりするなど、散布区域に人が入らないよう工夫する。

- ・農薬のラベルに記載された使用方法や使用上の注意事項を必ず守る。
- ※農薬には、病害虫の防除を目的に散布するものほかに、雑草対策で使用する除草剤も含む

☎ 商工農政課 内線345

あいち総ぐるみ シェイクアウト訓練

大規模地震発生の際にそれぞれがその場にに応じて自らの身を守るシェイクアウト訓練を実施します。



●とき

9月1日☎ 正午～

●内容 正午の時報を合図に、地震から身を守る行動を1分間実施

●申込み 8月31日☎までに、あいちシェイクアウトホームページに必要項目を入力またはFAXにより参加登録

●訓練の写真や感想を募集

詳しくはあいちシェイクアウトホームページへ

☎ 県防災安全局

災害対策課

避難対策グループ

☎ 052(954)6149
☎ 052(954)6911